いわき市介護老人福祉施設入所指針

Ｑ＆Ａ

（要介護１・２の方の特例的な入所関連）

平成27年４月

長寿介護課作成

Ｑ１　なぜ、特養の入所対象者が原則として要介護３以上に限定されるのか。

Ａ　　特別養護老人ホームについては、限られた資源の中で、より入所の必要性が高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図るため、介護保険法が改正されたものです。

Ｑ２　要介護１・２の方は入所できないのか。

Ａ　　要介護１・２の方であっても、「その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる方」については、特例的な入所として要介護３以上の方と同様に入所の対象とされます。

　　　なお、厚生労働省が定める「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」（以下「指針」という。）において、この要件に該当する要介護１・２の方が特例的に特養に入所することを「特例入所」と定義しています。

Ｑ３　特例入所の要件はどのようなものか。

Ａ　　厚生労働省令では、特例入所要件として、「要介護１・２であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められるもの」とされており、特例入所の判定に当たっては、以下の事情を考慮することとされています。

　①　認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

　②　知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

　③　家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること

　④　単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

Ｑ４　特例入所の要件判断に当たって考慮することとされている「認知症」とは、日常生活自立度でいうとどの程度のものか。

Ａ　　認知症に関する特例入所要件の判断に当たっては、厚生労働省通知における「主治医意見書記入の手引き」（以下「記入の手引き」という。）のうち「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」において日常生活自立度Ⅲ以上が「日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。」とされていることから、概ね同程度であることを想定しています。

　　　ただし、症状や生活環境等の複合的な要因による個別の事情により、居宅における日常生活の継続に著しい支障があると認められる場合には、日常生活自立度にかかわらず特例入所の要件に該当するものと判定して差し支えありません。

Ｑ５　特例入所の要件判断に当たって考慮することとされている「知的障害・精神障害」とは、どの程度のものか。

Ａ　　知的障害・精神障害に関する特例入所要件の判断に当たっては、精神保健福祉手帳又は療育手帳を所持している者、それに準ずる者（介護保険主治医意見書において、精神疾患系の病名が記載されている等）を想定しています。

Ｑ６　特例入所の要件判断に当たって考慮することとされている「意思疎通の困難さ」とは、どの程度のものか。

Ａ　　意思疎通の困難さに関する特例入所要件の判断に当たっては、介護保険主治医意見書において「心身の状態に関する意見」のうち「日常生活の意思決定を行う認知能力」が「見守りが必要」以上となっている場合。及び「自分の意思の伝達能力」が「具体的要求に限られる」以上となっている場合について、概ね意思疎通が困難な状況であると想定しています。

　　　ただし、症状や生活環境等の複合的な要因による個別の事情により、居宅における日常生活の継続に著しい支障があると認められる場合には、主治医意見書の状況にかかわらず特例入所の要件に該当するものと判定して差し支えありません。

Ｑ７　特例入所の要件判断に当たって考慮することとされている「頻繁に見られる」とは、頻度でいうとどの程度のものか。

Ａ　記入の手引きのうち「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」留意事項において「常に目を離すことができない状態」とされていることから、概ね同程度である「ほぼ毎日」であると想定しています。

Ｑ８　特例入所の要件④によれば、単に単身世帯であるという理由だけでは特例入所の要件に該当しないという理解でよいか。

Ａ　　お見込みのとおりです。ただし、単身世帯であることに加え、例えば地域により、当該被保険者が居宅での日常生活を継続するために必要とする居宅系サービスが不足しているような場合には、要件④に該当することとなります。

Ｑ９　特例入所の要件④にある「家族等による支援が期待できない」とは、具体的にどのような状態を指すのか。

Ａ　　入所申込者が、単身世帯であることまたは同居家族がいてもその家族が高齢や病弱、日中就労などにより当該被保険者を支援することができない状況にある場合を想定してします。

　　　なお、家族が別居していても近隣に住んでおり、支援できる体制となっている場合には支援が期待できない状況には該当しません。

Ｑ10　特例入所の要件④にある「地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること」とは、具体的にどのような状態を指すのか。

Ａ　　ある種別の介護サービスを利用することにより、居宅での日常生活を継続することが可能である状態ではあるが、その状態を有する方が居住する地域において、その介護サービスを提供する事業者が存在しない、または、定員の制約等によって利用できない状態であることを指します。

　　例えば、次のような事例が該当するものと考えます。

（例１）　被保険者が、訪問介護サービス等を利用することにより、居宅での日常生活を継続することができると見込まれる状況であるが、居住地が中山間部であり、介護サービスを提供する事業者が存在しない。

（例２）　利用可能な介護サービスは存在するが、本人の意思により介護サービスの利用を拒否している。

（例３）　利用可能な介護サービスは存在するが、給付限度額の超過等の経済的な理由に基づき被保険者の意思により介護サービスを利用していない。

Ｑ11　入所判定時に要介護３であったが、入所日の前日に要介護度が１・２に改善した場合には、特養には入所できないのか。

Ａ　　お見込みのとおりです。ただし、要介護１・２に改善した入所者が、特例入所

の要件に該当する場合には、特例的に特養への入所が認められることとなります。

Ｑ12　平成27年３月31日時点で特養に入所している利用者が、平成27年４月１日以降に要介護１・２に変更になっても引き続き入所できるのか。

　　　また、平成27年４月１日以降に入所した方が要介護１・２に変更になった場合は退所になるということなのか。

Ａ　　お見込みのとおりです。平成27年３月31日以前から施設に入所している利用者については、平成27年４月１日以降に要介護１・２に変更となっても、引き続き、当該施設に入所することが可能です。

　　　また、平成27年４月１日以降に入所した方が、要介護１・２に変更となった場合については、特例入所の要件に該当すると認められる場合には、特例的に施設への入所が認められることとなります。

Ｑ13　入所している要介護１・２の利用者が入院等により一旦退所した場合、退院後に元の施設へ再入所を希望した場合には、新規入所者として入所判定することになるのか。

Ａ　　お見込みのとおりです。退所した場合には、新規入所者としての入所判定となるため、要介護１・２の利用者であれば、特例入所の要件に該当している必要があります。

Ｑ14　平成27年４月１日以降に入所した方が、要介護１・２に変更になった場合に退所となることについて、利用契約書等に記載しておくことが必要となるか。

Ａ　　お見込みのとおりです。重要事項説明書及び利用契約書等に退所理由・契約終了事項等の項目において明記し、説明することが必要となります。

　　　なお、入所時に限らず、入所相談の機会等においても事前に説明し、理解を得ておくことが望ましいと考えます。

Ｑ15　介護支援専門員は、要介護１・２の利用者から特養入所の希望があった場合、どのように対応すればよいのか。

Ａ　　平成27年４月以降、特養に入所できる方は、原則、要介護３以上の方に限定される旨を説明願います。ただし、特例入所の要件に該当する場合には、特例入所による入所申込みを施設に行ってください。

　　　また、特例入所による入所申込みの場合には、生活状況等を確認する必要があることから介護支援専門員の方に入所申込者の支援をしていただきたいと考えております。このことから、「入所申込書」裏面の「介護支援専門員等の意見」についてご記入願います。

Ｑ16　入院中などの理由により担当の介護支援専門員がいない場合で、要介護１・２の利用者から特養入所の希望があった場合も、必ず介護支援専門員が入所申込書に意見を記載しなければならないのか。

Ａ　　いわき市の入所指針においては、入所申込みをするにあたり、介護支援専門員等に申込みに際しての必要な援助を求めています。「介護支援専門員等」とは、同指針において「担当の介護支援専門員や相談員・医療ソーシャルワーカーなど入所希望者の生活状況をよく知る者」としていることから、長期の入院中などの理由により、入所申込者の状況を把握している担当の介護支援専門員がいない場合には、医療機関の医療ソーシャルワーカー等の入所希望者の生活状況を把握している方が意見を記載することが望ましいと考えます。

なお、「介護支援専門員等」がいないため、入所申込書の【特例入所に係る介護支援専門員等の意見】欄が記入できない場合であっても、特例入所の申込みは可能です。

Ｑ17　特例入所の申込みがあった場合、施設はどのように対応すればよいのか

Ａ　　入所申込者から提出された「入所申込書」の記載内容に基づいて、特例入所の要件に該当するかを施設において判定してください。（この判定は、単に入所対象であるかどうかの判定であり、入所の決定とは異なります。）また、施設と保険者との情報共有を行う観点から、特例入所の申込みがあった場合には、入所申込者の管轄地区保健福祉センターへ報告くださるとともに、特例入所要件に該当するかの判定をするにあたり、保険者の意見が必要である場合には、意見を求めることができます（※意見を求めることは必須ではありません）。

　　　なお、施設において判定した特例入所の要件の可否については必ず入所申込者にその可否について文書で通知してください。これについては、全国介護保険担当者会議資料についてのＱ＆Ａ（10月22日版）においても被保険者への連絡方法は文書で通知することが望ましいとの見解が示されております。

Ｑ18　介護支援専門員等が特例入所に該当すると判断して入所申込みを行ったものについて、施設が該当しないと判断する場合はあるのか。

Ａ　　特例入所の要件に該当することについては、施設が判断の主体となりますので、介護支援専門員等の判断と異なる場合もあります。

Ｑ19　一人の利用者が複数の施設に特例入所の申込みを行う場合、申込みを受けた施設それぞれが地区保健福祉センターに報告することになるのか

Ａ　　お見込みのとおりです。

Ｑ20　いわき市に特例入所の申込みの情報提供を行い、その際、特に意見を求めなかった案件に対して、いわき市が特例入所に対する意見を表明する場合はあるのか。

Ａ　　要介護３以上の入所判定と同様に、特例入所の判断主体は施設であることから、施設の判断を尊重します。

　　　ただし、入所申込みが明らかに特例入所の要件を逸脱している場合等においては、施設に対して、経過の確認や意見を表明する場合があります。

Ｑ21　要介護１・２の方からの入所申込みに対して、市町村が特例入所に該当しないと意見表明した場合、市町村の表明した意見に対し、当該要介護１・２の方が不服申し立てを行うことはできるのか

Ａ　　全国介護保険担当者会議資料についてのＱ＆Ａ（10月22日版）において、特例入所の判断に当たって行われる市町村の意見の表明は、施設が行う判断を拘束するものでなく、不服申し立ての対象となる行為には該当しないものと考えているとの見解が示されております

Ｑ22　平成27年３月31日までに既に入所申込みをされている要介護１・２の方は、改めて入所申込みの手続きをしていただく必要はあるのか。

Ａ　　要介護１・２の既申込者に対しては、施設において特例入所の説明を行い、特例入所の事由がある場合は、再度の入所申込書の提出を求めてください。

　　　また、特例入所の事由がない場合については指針において取り下げたものとみなすとしていることから、取下げ書の提出は不要となります。

Ｑ23　要介護１・２の方の特例入所申込について、【特例入所に係る介護支援専門員等の意見】欄を記入できる者がいない場合、申込みはできないのか。

また、申込みが可能である場合は、【特例入所に係る介護支援専門員等の意見】欄は記入する必要がないのか。

Ａ　　記入できる者がいない場合であっても、申込みはできます。

『地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員や相談員・医療ソーシャルワーカーなど入所希望者の生活状況等をよく知る者』いわゆる介護支援専門員等がいない場合、【特例入所に係る介護支援専門員等の意見】欄は記入せずとも、特例入所の申し込みはできます。その場合、代わりに地区保健福祉センターや包括支援センターの職員が記入する必要もありません。受け入れする施設は、『特例入所申込者に係る意見書』等により本人の状況を把握し、入所の可否を判断することとなります。

Ｑ24　特例入所による申込者は、特例的に特養の入所申込みができるというだけであり、実際の入所の判定に当たっては、要介護３以上の他の入所申込者と同じ審査基準で判断すればよいのか。

Ａ　　お見込みのとおりです。従いまして、要介護１・２の方の特養への入所判定に当たっては、入所申込者が特例入所の要件に該当するかを検討したうえで、該当した場合には、これまでと同様に「介護の必要の程度」及び「家族の状況」等の勘案すべき事項に照らし、特養を利用する必要性が高いと認められる入所申込者が優先的に入所できるよう、入所の必要性を具体的に判断してください。

Ｑ25　特例入所に該当する入所申込者は、他の申込者より優先して入所できるのか。

Ａ　　特例入所要件に該当するということのみで、入所が優先されることはありません。あくまでも要介護３以上の入所申込者と同様に、各施設において、入所の必要性に応じて優先入所対象者となるものです。

　　　これまでと同様、「介護の必要の程度」及び「家族の状況」等の勘案すべき事項により特養を利用する必要性が高いと認められる入所申込者が優先的に入所できます。

Ｑ26　平成27年４月に入所予定の要介護１・２の申込者で、既に入所検討委員会で入所決定されている方の手続きは、どのように行えばよいか。

Ａ　　制度変更前（３月31日まで）に入所決定を行う場合であっても、実際の入所が４月１日以降である場合には、特例入所の要件に該当している必要があります。

　　　このことから、既に優先入所対象者となり４月１日以降に入所予定となる要介護１・２の方については、特例入所の要件該当の可否についても判断していただくこととなります。